

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
(社内管理規定の整備)	(社内管理規定の整備)
34 の 2 9 保税地域における貨物管理については、倉主等は次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（C P =Compliance-Program）を整備し、提出するものとする。ただし、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第 50 条第 1 項又は第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第 42 条第 2 項又は第 50 条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。 ～（省略） 評価・監査制度の整備 蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。 （省略）	34 の 2 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（C P =Compliance-Program）を整備させ、提出させるものとする。ただし、法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所においては、同項の規定に基づく承認の申請の際に、後記 50 - 3 (61 の 5 - 1 において準用する場合を含む。) に基づき提出された、令第 42 条第 2 項に規定する法第 51 条第 3 号の規則をもって足りる。 ～（同左） 評価・監査制度の整備 蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
(保税蔵置場の許可の申請手続等)	(保税蔵置場の許可の申請手続)
42 7 法第 42 条第 1 項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税蔵置場許可申請書」(C 3120) 1 通（税関支署を経由する場合には、2 通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」(C 3130) を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C 3135) により申	42 7 法第 42 条第 1 項《保税蔵置場の許可》の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、「保税蔵置場許可申請書」(C 3120) 1 通（税関支署を経由する場合には、2 通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」(C 3130) を申請者に交付するものとする。 なお、申請者が法人の場合には、法人の代表者名で申請させることとす

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>請者に通知するものとする。</u>	<u>る。</u>
(許可の際に付する条件) 42 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 ~ (省略) — 内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件 — 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件	(許可の際に付する条件) 42 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 ~ (同左)
(許可の期間の更新の手続等) 42 12 法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C 3140) 1 通（税関支署を経由する場合には、2 通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」(C 3150) を交付するものとし、認めないとしたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書」(C 3155) により申請者に通知するものとする。 ~ (省略)	(許可の期間の更新の手続等) 42 12 法第 42 条第 2 項ただし書《許可の期間の更新》の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C 3140) 1 通（税関支署を経由する場合には、2 通）を税関に提出することにより行わせ、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」(C 3150) を交付する。 ~ (省略)
(保税蔵置場の許可の基準) 43 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 人的要件 申請者が次の要件を備える者であること。	(保税蔵置場の許可の基準) 43 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 人的要件 申請者が次の要件を備える者であること。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行いうえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な業務処理能力を有すると認められた者</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>下記 の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記 34 の 2 9 に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者</u></p> <p>八 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>施設的要件</p> <p>許可申請書に添付された前記 34 の 2 9 に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るために必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p> <p>イ及び口 (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(欠格条項に該当するかどうかの確認)</p> <p>43 2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。</p> <p>(省略)</p> <p>法第 43 条第 5 号及び第 7 号</p> <p>原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第 105 条の 2 の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認する</p>	<p>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行いうえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な<u>管理及び業務処理能力</u>を有すると認められた者</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>施設的要件</p> <p>保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るために必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p> <p>イ及び口 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(欠格条項に該当するかどうかの確認)</p> <p>43 2 保税蔵置場の許可の申請があった場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。</p> <p>(同左)</p> <p>法第 43 条第 5 号及び第 7 号</p> <p>原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第 105 条の 2 の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものとする。なお、都道府県警察から、法第 43 条第 5 号又は第 7 号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>ものとする。</p>

(保税蔵置場に対する処分の基準等)

48 1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。

(省略)

法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分

イ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合

(1) (省略)

(ロ) 処分は、原則として被許可者が法第 43 条第 2 号に、又は被許可者である法人の役員等が同条第 6 号に係る同条第 2 号に該当することとなった後、遅滞なく行うものとする。

(ハ) 処分は、上記(1)の処罰の根拠となった法の規定に応じて、別表 3 及び別表 2 の加算点数表 により算出した合計点数に基づき行うものとする。この場合において加算点数表 中「非違」とあるのは「法第 43 条第 2 号又は第 6 号に該当する事項」と読み替えるものとする。なお、上記(1)の処罰が複数の者に対して行われた場合には、当該処罰された者について、それぞれ別表 3 を適用し、合計点数を算出する。

(ニ) (省略)

ロ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法以外の法令の規定に違反した場合

(同左)

(保税蔵置場に対する処分の基準等)

48 1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。

(同左)

法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分

イ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法の規定に違反した場合

(1) (同左)

(ロ) 処分は、原則として被許可者が法第 43 条第 2 号に、又は被許可者である法人の役員等が同条第 4 号に係る同条第 2 号に該当することとなった後、遅滞なく行うものとする。

(ハ) 処分は、上記(1)の処罰の根拠となった法の規定に応じて、別表 3 及び別表 2 の加算点数表 により算出した合計点数に基づき行うものとする。この場合において加算点数表 中「非違」とあるのは「法第 43 条第 2 号又は第 4 号に該当する事項」と読み替えるものとする。なお、上記(1)の処罰が複数の者に対して行われた場合には、当該処罰された者について、それぞれ別表 3 を適用し、合計点数を算出する。

(ニ) (同左)

ロ 被許可者又は被許可者である法人の役員等が法以外の法令の規定に違反した場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>被許可者又は被許可者である法人の役員等（以下この項において「被許可者等」という。）が、以下のいずれかに該当する場合であって、当該被許可者等に係る保税蔵置場の貨物管理状況、非違歴等を勘案し、当該違反の事実をもって処分を行なうことが適当と判断されるときは、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。</p>	<p>被許可者又は被許可者である法人の役員等（以下この項において「被許可者等」という。）が、法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない場合であって、当該被許可者等に係る保税蔵置場の貨物管理状況、非違歴等を勘案し、当該違反の事実をもって処分を行なうことが適當と判断されるときは、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。</p>
<p>(Ⅰ) 法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない</p> <p>(Ⅱ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項（都道府県暴力追放運動推進センター）の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 3 第 1 項（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から 2 年を経過していない</p>	
<p>八 被許可者が法第 43 条第 5 号から第 7 号までに該当することとなった場合（上記イ及びロに該当する場合を除く。） 原則として、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。</p>	
<p>二 被許可者が法第 43 条第 8 号から第 10 号までの規定に該当することとなった場合 被許可者が法第 43 条第 8 号から第 10 号までの規定に該当することとなった場合であって、処分を行うことの必要性及び妥当性等を十分勘案し、当該処分を行うことが適當であると判断される場合には、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。 ホ 上記ロからニまでにより処分を行う場合には、あらかじめ本省に報告するものとする。</p>	<p>八 被許可者が法第 43 条第 5 号から第 7 号までの規定に該当することとなった場合 被許可者が法第 43 条第 5 号から第 7 号までの規定に該当することとなった場合であって、処分を行うことの必要性及び妥当性等を十分勘案し、当該処分を行うことが適當であると判断される場合には、当該被許可者の許可に係る保税蔵置場について処分を行うものとする。 二 上記ロ及び八により処分を行う場合には、あらかじめ本省に報告するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>上記 又は の規定により搬入停止処分を受けた保税蔵置場の被許可者が、その処分の期間中に外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入した場合その他の非違を行った場合又は上記 のイから<u>二</u>までのいずれかに該当した場合には、当該非違又はその該当した事実について上記 又は のイ、口、<u>八若しくは二</u>による合計点数を算出し、あらためて上記 のホ又は のイ、口、<u>八若しくは二</u>の規定により処分を行うものとする。</p> <p>なお、当該処分は、先の搬入停止処分が終了する前に行うことを行ふことを妨げない。</p> <p>～（省略）</p>		<p>上記 又は の規定により搬入停止処分を受けた保税蔵置場の被許可者が、その処分の期間中に外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入した場合その他の非違を行った場合又は上記 のイから<u>八</u>のいずれかに該当した場合には、当該非違又はその該当した事実について上記 又は のイ、口<u>若しくは八</u>による合計点数を算出し、あらためて上記 のホ又は のイ、口<u>若しくは八</u>の規定により処分を行うものとする。</p> <p>なお、当該処分は、先の搬入停止処分が終了する前に行うことを行ふことを妨げない。</p> <p>～（同左）</p>	
別表 1 及び別表 2 （省略）		別表 1 及び別表 2 （同左）	
別表 3		別表 3	
罰　　条		点　　数	
		法第 43 条	法第 43 条第 <u>6</u> 号に係る 同条第 2 号
法第 108 条の 4、法第 109 条、法第 109 条の 2		120	70
法第 110 条、法第 111 条第 1 項から第 3 項		110	60
法第 111 条第 4 項、法第 112 条第 1 項、法第 113 条		64	40
法第 112 条第 3 項		44	
法第 112 条の 2、法第 113 条の 2		36	28
法第 114 条、法第 114 条の 2		16	
法第 115 条、法第 115 条の 2、法第 115 条		12	8

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
の 3		の 3	
法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数	法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数
(許可の承継の承認手続等)			
48 の 2 1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。			
許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C - 3195) 1 通 (税関支署を経由する場合には、2 通) を税関に提出することにより行うものとする。なお、税關においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C - 3196) を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C - 3197) により申請者に通知するものとする。			
~ (省略)			
(承認の更新)			
50 - 7 特定保税承認者が法第 50 条第 4 項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」(C - 9130) 2 通 (原本、申請者用) を担当税關の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。なお、承認期間の更新の申請書には、前記 50 - 3 に準じて所要の書類の添付を求めることができる。			
税關において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」(C - 9140) を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」(C - 9145) により			
~ (同左)			
(承認の更新)			
50 - 7 特定保税承認者が法第 50 条第 4 項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」(C - 9130) 2 通 (原本、申請者用) を担当税關の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。			
また、更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」(C - 9140) を交付するものとする。			
なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>申請者に通知するものとする。</u> なお、特定保稅承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p>	
<p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>(保税工場の許可の申請手続)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>(保税工場の許可の申請手続)</p>
<p>56 8 法第 56 条第 1 項の規定に基づく保税工場の許可の申請は、<u>申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税工場許可申請書」(C 3200) 1 通 (税關支署を経由する場合には、2 通) を税關に提出することにより行うものとする。</u>なお、税關においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」(C 3210) を申請者に交付するものとし、<u>許可しないこととしたときは、「保税工場不許可通知書」(C 3215) により申請者に通知するものとする。</u></p>	<p>56 8 法第 56 条第 1 項《保税工場の許可》の規定に基づく保税工場の許可の申請は、「保税工場許可申請書」(C 3200) 1 通 (税關支署を経由する場合には、2 通) を税關に提出することにより<u>行わせ</u>、税關においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」(C 3210) を申請者に交付する。 <u>なお、申請者が法人の場合には、法人の代表者名で申請させることとする。</u></p>
<p>(保税展示場の許可の申請)</p> <p>62 の 2 6 令第 51 条の 8 において準用する令第 35 条の規定による保税展示場の許可の申請は、「保税展示場許可申請書」(C 3320) 1 通に博覽会等の規模及び内容等に関する資料を添付のうえ提出して<u>行うものとする</u>。なお、税關においてこれを許可したときは、「保税展示場許可書」(C 3330) を申請者に交付するものとし、<u>許可しないこととしたときは、「保税展示場不許可通知書」(C 3333) により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>また、許可申請に係る博覽会等が規則第 5 条第 2 号又は第 4 号に規定する博覽会等である場合には、許可申請書の提出は後記 62 の 2 8 に規定する承認申請書と併せて<u>行うものとして差し支えない</u>。この場合、許可申請書に添付すべき書類と承認申請書に添付すべき書類が重複するときは、当該重複する書類の許可申請書への添付は省略させるものとする。</p>	<p>(保税展示場の許可の申請)</p> <p>62 の 2 6 令第 51 条の 8 《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する令第 35 条《保税蔵置場の許可の申請》の規定による保税展示場の許可の申請は、「保税展示場許可申請書」(C 3320) 1 通に博覽会等の規模及び内容等に関する資料を添付のうえ提出して<u>行わせ</u>、税關においてこれを許可したときは、「保税展示場許可書」(C 3330) を申請者に交付する。</p> <p>なお、許可申請に係る博覽会等が規則第 5 条第 2 号《税關長の承認したもの》に規定する博覽会等である場合には、許可申請書の提出は後記 62 の 2 8 に規定する承認申請書と併せて<u>行わせるものとして差し支えない</u>。この場合、許可申請書に添付すべき書類と承認申請書に添付すべき書類が重複するときは、当該重複する書類の許可申請書への添付は省略させるものとする。</p>
<p>(総合保税地域の許可の申請手続)</p>	<p>(総合保税地域の許可の申請手続)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>62の8 5 令第51条の9の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」(C 3500) 1通(税関支署を経由する場合には、2通)を税関に提出することにより行うものとする。なお、税關においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」(C 3510)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域不許可通知書」(C 3515)により申請者に通知するものとする。</p> <p>また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>(許可の期間の更新の手続等)</p> <p>62の8 10 法第62条の15において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>許可の期間の更新の申請は、「総合保税地域許可期間の更新申請書」(C 3520) 1通(税関支署を経由する場合には、2通)を税關に提出することにより行うものとする。なお、税關において更新を認めたときは、「総合保税地域許可期間の更新書」(C 3530)を交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書」(C 3535)により申請者に通知するものとする。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人(貨物管理者を含む。)」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項((外国貨物を置くことの承認の申請))」とあるのは「令第51条の12第1項」</p>	<p>62の8 5 令第51条の9《総合保税地域の許可の申請》の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」(C 3500) 1通(税關支署を経由する場合には、2通)を税關に提出することにより行わせ、税關においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」(C 3510)を申請者に交付するものとする。</p> <p>また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</p> <p>(許可の期間の更新の手続等)</p> <p>62の8 10 法第62条の15《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》において準用する法第42条第2項ただし書《許可の期間の更新》の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。</p> <p>許可の期間の更新の申請は、「総合保税地域許可期間の更新申請書」(C 3520) 1通(税關支署を経由する場合には、2通)を税關に提出することにより行わせ、税關において更新を認めたときは、「総合保税地域許可期間の更新書」(C 3530)を交付する。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項((外国貨物を置くことの承認の申請))」とあるのは「令第51条の12第1項」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 62 条の 10」と、「令第 36 条の 3 第 1 項 ((外国貨物を置くことの承認の申請)) とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 2 項」と、「令第 36 条の 3 第 5 項 ((他法令による許可、承認等の確認)) とあるのは「令第 51 条の 12 第 5 項」と、43 の 3 - 4 中「3 月 (法第 43 条の 3 第 1 項 ((外国貨物を置くことの承認)) の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。) 以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 2 項」と、「令第 36 条の 3 第 5 項 ((他法令による許可、承認等の確認)) とあるのは「令第 51 条の 12 第 5 項」と、43 の 3 - 4 中「3 月 (法第 43 条の 3 第 1 項 ((外国貨物を置くことの承認)) の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。) 以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p>
<p>及び (省略)</p>	<p>及び (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 通關</p>
<p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>	<p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>
<p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67 の 18 - 1 法第 67 条の 18 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。<u>この場合において同項 中「前記 7 の 2 - 5 本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「会社概要（資本金を含む。）社内の組織その他参考となるべき事項（税関様式関係通達 記載要領及び留意事項の特例輸入者等承認・認定申請書（C - 9000）の「その他参考となるべき事項」欄に記載する事項であって、 に掲げる事項をいう。）を明らかにする書類」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>67 の 18 - 1 法第 67 条の 18 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。</p>